

**栃木県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金
交付要領**

(趣旨)

第1条 県の交付する障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても障害福祉サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる障害福祉サービス事業所・施設に対する支援を行うことを目的とする。

(交付の対象である事務又は事業の内容等)

第3条 この補助金の交付の対象である事務又は事業の内容、対象事業所・施設、対象経費、対象外経費は別表1のとおりとし、交付率又は金額、交付額の算定方法は別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき 書類の名称	様式	部数	提出 期限
栃木県障害福祉 サービス事業所 等に対するサー ビス継続支援事 業費補助金交付 申請書兼実績報 告書	別記 様式 第1	1	1 事業所・施設別申請額 (実績額) 一覧	様式1	法人ごとに 1	知事 が別 に定 める 日
			2 栃木県障害福祉サービス 事業所等に対するサー ビス継続支援事業に関する 事業実施計画書兼実績報 告書（事業所・施設別）	様式2	対象事業所 ごとに1	
			3 振込口座情報	様式3	法人ごとに 1	
			4 各種経費の支払を証する 書類、その他参考となる 資料		対象事業所 ごとに1	

(実績報告)

第5条 規則第13条の規定による実績報告は、前条の規定により提出された交付申請書兼実績報告書をもって行うものとする。

(交付の決定)

第6条 県は申請があったときは、第3条に規定する方法により算出した補助額に基づき交付の決定をするものとする。なお、交付の決定に際して必要があるときは、申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることがある。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(交付の方法)

第8条 この補助金は、第6条の規定による補助金の交付の決定後に交付する。

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定による補助金の請求は、様式4の請求書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに行わなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8（2026）年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和9（2027）年3月31日に限り、その効力を失う。

別表 1

交付の対象である事務又は事業の内容	(1)障害福祉サービスを円滑に継続するための事業 障害福祉サービス事業所等が気候変動の影響による様々な困難な事態下に障害福祉サービスを継続するため、必要な対策を実施した事業	(2)災害備蓄等へ対応するための事業 障害福祉サービス事業所等が災害発生時に障害福祉サービスを継続するため、必要な対策を実施した事業
対象事業所・施設	- 上記事業を実施し必要な費用を支出した栃木県に所在する障害福祉サービス事業所・施設 - なお、補助金の交付までに休止又は廃止する事業所・施設は対象外	
対象経費	- 事業実施に当たり購入等した以下に係る経費 - その他、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費 【訪問系・通所系・相談系サービス事業所】 ア. ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 【通所系・入所系サービス事業所】 イ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機・サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理・湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費	- 事業実施に当たり購入等した以下に係る経費 - その他、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費 【訪問系・通所系・入所系・相談系サービス事業所】 ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費
対象外経費	- 消費税額及び地方消費税額 - 研修の実施や外部事業者への業務委託、設備の設置工事、建物の修繕等、補助事業の目的に該当しない経費 - 単品で取得費用が 30 万円以上となる物品等の購入等に充当した経費 - 他の補助金と重複する経費	

別表 2

交付率又は金額	交付率		10/10	
	基準単価		補助対象事業所・施設の種別に応じて下記のとおりとする。	
			(1) 障害福祉サービスを円滑に継続するための事業	(2) 災害備蓄等へ対応するための事業
	訪問系サービス事業所	居宅介護	1 事業所当たり 200,000 円	
		重度訪問介護		
		同行援護		
		行動援護		
		自立生活援助		
		重度障害者等包括支援		
		居宅訪問型児童発達支援		
		保育所等訪問支援		
	通所系サービス事業所	療養介護	1 事業所当たり 200,000 円	
		生活介護		
		自立訓練（機能訓練）		
		自立訓練（生活訓練）		
		就労選択支援		
		就労移行支援		
		就労継続支援A型		
		就労継続支援B型		
		就労定着支援		
自立生活援助				
児童発達支援 ※児童発達支援センターを含む				
放課後等デイサービス				
入所系サービス事業所	施設入所支援	定員 1 人当たり 6,000 円		
	共同生活援助			
	短期入所			
	宿泊型自立支援			
	福祉型障害児入所施設			
	医療型障害児入所施設			
相談系サービス事業所	一般相談支援	1 事業所当たり 200,000 円		
	特定相談支援			
	障害児相談支援			
交付額の算定方法	- 事業所・施設ごとに、基準単価（入所系サービス事業所にあつては、基準単価に定員数を乗じて得た額）と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 - 基準単価を超えない範囲で、1 事業所・施設に(1)障害福祉サービスを円滑に継続するための事業と(2)災害備蓄等へ対応するための事業の両方を助成することができる。 1 事業所・施設当たり 1 回まで助成することができる。 - 入所系サービス事業所の定員数は、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日時点の定員により判断する。			